

あくらの風



公益社団法人 甘木朝倉法人会
<http://www.a-houjinkai.jp/>



あさくらの風

甘木朝倉法人会会長ご挨拶	2
九州北部豪雨により被害を受けた皆様へ	3~4
租税教室	5
— 知ってほしい! 租税の必要性と役割 —	
世界でただ一つの紙芝居	6
— 税って知ってる? —	
税に関する絵はがきコンクール優秀作品	7
法人会平成25年度税制改正に関するアンケート(簡易版)	8
守りたい! 子供の生命と安全	9
飛び出し人形の贈呈	
防犯ブザーの贈呈	
環境問題にも取り組んでいます!	10
緑のカーテンの設置	
花苗植え	
メンタル不調、小さな変化を見逃さないで	11
産業カウンセラー 柏木 勇一	
それは秋月から始まった — 緒方春朔と天野甚左衛門の偉業 —	13
富田 英壽	
講演会のご案内	14
— 大阪名物くいだおれ 永いことおおきに —	
くいだおれ泣き笑い商法	
講師／(株)くいだおれ 代表取締役会長 柿木 道子	
お知らせコーナー	15

筑後川右岸をうるおす灌漑施設。筑後川から引かれた水は水車を回し、稻を実らせている。
国指定の史跡であるが現在も稼働しており、江戸時代の人々の水への思いが今も息づいている。



〈写真提供〉朝倉市



ご挨拶

会長 田口 和博

今年度4月1日より、福岡県の認定を受け、公益社団法人としてスタートしております。これは、今までの当法人会の活動が公益にふさわしいとしての認定であり、誇りを持って今後も事業を進めて行きたいと思います。

昨年11月には原鶴の地で、福岡国税局管内法人会連合会の会員大会を主管して、無事に成功させております。500名の大会参加者を役員会を始め、女性部会、青年部会の協力の下、充分なもてなし了出来ました。改めて、協力いただいた会員にお礼申し上げます。

消費税増税法案が国会において成立致しました。1,000兆円にも上る国の借金を考えるといたしかたない面もあるが、無駄遣いで膨れ上がった面も多くあるように思います。

公のお金を使うかは、高尚な志を持った人達に委ねなければ、いくらお金があっても足りない。結果、際限のない増税をしていかなければならなくなってしまう。

当法人会では小学生への租税教育に力を入れております。税金がどのように使われているかを子供のうちから知ってもらうとともに、納税の大切さを教えています。将来、良き納税者であってもらうとともに、当然ながら物言う納税者であってもらいたいと思います。規制社会の我が国では、行政官が様々な権限を持っています。規制緩和を進めるとともに、「省益あって國益なし」といった言葉が、今なお存在することがあってはならないと思います。

日本は、消費税は先進国で最も低いということですが、法人税は最も高い国であり、今後法人会としても法人税の減税を訴えていかなければならないと思います。

ともかく、今日に至るまでの過去をじっくり反省し、現在の国家の仕組みそのものを変える位の意気込みでやって行かなければならぬと思います。国家のあり方を皆で考えようではありませんか。

公益社団法人 甘木朝倉法人会の目的及び事業

(目的)

この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
- (2)税制の調査研究及び提言に関する事業
- (3)地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業
- (4)地域社会に貢献することを目的とする事業
- (5)会員の交流を図るための事業
- (6)会員の福利厚生のための事業
- (7)その他この法人の目的達成に必要な事業

【九州北部豪雨により被害を受けた皆様へ】

九州北部豪雨で被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
この度の豪雨により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等があります。
詳しい内容については、各項目をご覧いただけ、最寄りの税務署へご相談ください。



期限までに申告や
納付ができない
ときはどうするの？

申告などの期限の延長

- 災害等の理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

- これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。

① 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告、納付などをすればよいことになります。

② 個別指定

所轄の税務署長に申告、納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることになります。

納税証明書の手数料について

- 災害により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。



確定申告をする前に
納期限が来るものは
どうなりますか？

申告などの期限の延長・納税の猶予

申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度があります。

納税の猶予

- 災害等により財産に相当の損失を受けたときは、税務署長に申請することによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
〈イ〉損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内
〈ロ〉所得税の予定納税や法人税・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限まで

注：〈イ〉、〈ロ〉とも災害のやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。

② 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することができないと認められる国税	原則として1年以内

予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。



- 所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の源泉所得税などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。

予定納税の減額		
所得税法	災害等を受けた日の区分	1月1日～6月30日
		6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください。
災害減免法		7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあつた日から2か月以内に減額を申請してください。
		〈イ〉住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること 〈ロ〉その年の所得金額の見積額が1,000万円以下であること

給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など

左記〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。
なお、左記〈イ〉、〈ロ〉に該当しない場合であっても損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する源泉所得税額が徴収猶予されます。

〈手続〉

● 徴収猶予

徴収猶予申請書を災害を受けた日以後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに勤務先を経由して、災害を受けた方の納税地を所轄する税務署長に提出してください(※)。

※勤務先の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも申請書の名あて人は、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長としてください)。

● 還付

還付申請書に、還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先の証明を受けた上で、災害を受けた方の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

注：相続税・贈与税及び酒税なども、災害により損害を受けた場合、税額が免除されるなどの取扱いがあります。

もしも災害に
あつたら、
税金面での配慮は
あるんですか？



所得税の全部又は一部の軽減(確定申告)

万が一災害にあって損害を受けた場合は、確定申告を行うことで
所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

- 地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	① 所得税法(雑損控除)	② 災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失に限られます。	
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	控除額は次の〈イ〉と〈ロ〉のうちいずれか多い方の金額です。 〈イ〉差引損失額-所得金額の10分の1 ※「差引損失額」とは、損害金額から保険金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。 〈ロ〉〈イ〉の差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円 ※「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	その年の所得金額 500万円以下 500万円超 750万円以下 750万円超 1,000万円以下	所得税の軽減額 全額免除 2分の1の軽減 4分の1の軽減
参考事項	● 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。 ● 損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。 ● 災害関連支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出(資産の損失部分を除きます。)、③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年以内に支出したもののが対象となりますが、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、災害のやんだ日から3年以内に支出されるものも対象となります。	● 原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限ります。 ● 確定申告書に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、原則として、平成25年3月15日(金)(確定申告期限)までに確定申告書を提出することが必要です。	

注: 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董等をいいます。

これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりませんが、その年か翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

〈平成24年分による比較例〉

所得600万円、夫婦子供2人の場合で災害による損害がないときの所得税が27万2,500円とした場合、所得税額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の雑損控除を受けた方が有利になります。

注1: 子供は16歳以上で、そのうち1人が19~22歳の場合です。

注2: 災害関連支出の金額ではなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除5万円として計算しました。

注3: 損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

損害額	雑損控除適用による 所得税額	災害減免法適用による 所得税額
100万円	212,500円	
200万円	112,500円	136,200円
300万円	55,000円	



【お問い合わせ先】

甘木税務署
代表電話 0946-22-2720

電話でのお問い合わせの際は、自動音声案内に従い、「当税務署にご用の方(2番)」を選択(プッシュ又はダイヤル)してください。

租税教室

— 知ってほしい! 租税の必要性と役割 —

甘木朝倉法人会青年部会では、甘木税務署の方々をはじめ女性部会などと協力して、甘木朝倉地域の小学校に出向き 6 年生の児童を対象に「租税教室」を行っています。

その目的は、国民の 3 大義務の一つである「税」への関心を高めていただく事で、次の世代を担う児童の皆さんに税金の使い道や役割などについて正しく理解してもらい、「税」について親しんでいただくよう努力しています。

授業内容は、児童たちにも親しみが深い「消費税」の話をとりかかりに、税金のない社会のアニメを観たり、簡単な税金クイズなどを交え、税金がどのように使われ自分たちの暮らしにどう関わっているかを知ってもらう事を中心に行っています。45 分間の授業ではなかなか伝えきれない事も多いのですが、自宅に帰って「租税教室」についておうちの方と話す事を宿題にしたり、感想文を書いてもらう事で、より理解や関心を深めていただいているです。

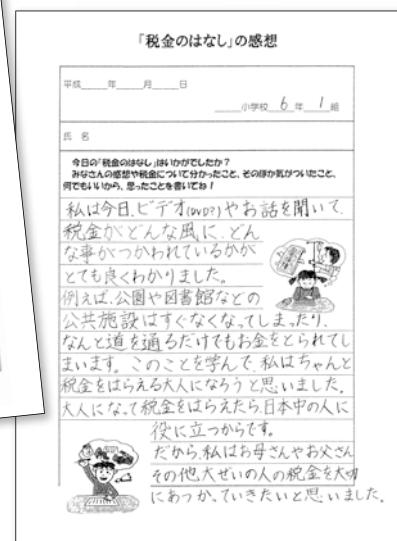
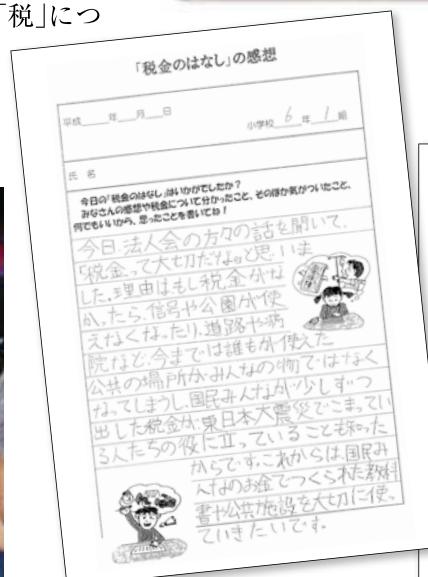
講師やスタッフの部会員は、税の専門家でも授業の専門家でもありませんが、地域の大人として児童たちに接して、難しいと思われるがちな「税」の話を親しみやすくできたらと考えています。また、地域の子供たちと接する経験は、部会員にとっても「税」について再認識するだけでなく、地域の大人の自覚と新鮮な活力を沢山いただいているように思います。



1 億円のレプリカを持って、「わあ～! 重いねえ～!!」



「租税教室」の授業風景



世界でただ一つの紙芝居

— 税って知ってる? —

本年度、甘木朝倉法人会オリジナルの紙芝居「くるくるコドラ」を作っていました。母親とはぐれた子供のドラゴンが人間界で騒動を起こしながら税金が暮らしに生かされていることを学んでいくという物語です。絵もとても可愛らしくでき上がっています。手探り状態でスタートした紙芝居を使った学童保育所での租税教育活動でしたが、新しい紙芝居の力を借りて、今年は昨年の倍の6校で楽しい租税教室を実施することができました。学童保育所は小学1年生から3年生の児童がほとんどで、「税金って知ってる?」「税金ってことばを聞いたことがある人?」と質問をすると、「はーい、しょうひぜい!」「5円!」と元気な声で答えがかえってきます。

子供のすごさに驚かされると共に…「また、来年も来て下さいね。」という言葉に、がんばる勇気をいただいております。加えて女性部会最大の目標であった「単独で租税教室を実施すること」も、昨年は1校ですが、本年度は3校で授業を行う予定です。

「税に関する絵はがきコンクール」も、青年部のご協力のもと、昨年度は6校、総枚数173枚の絵はがきを出品していただきました。次世代を支える子供達に税金の大切さを知っていただくのが一番ですが、学校の机や椅子、教科書等々、物を大切にする事なども伝えて行けたらと思いました。

目をキラキラ輝かせて紙芝居を見てくれた学童の子供達。つたない講師の授業を真剣に聞いてくれた6年生に感謝しながら、今後も租税教育活動を広げていきたいと思います。



みんなで税金について考えよう!

くるくるコドラ



税に関する絵はがきコンクール 優秀作品

※学年は、平成23年度当時のものです。



福田小学校 6年1組
原田 直城(はらだ なおき)



松末小学校 6年1組
井出 遼(いで りょう)



中牟田小学校 6年1組
大神 実(おおがみ みのる)



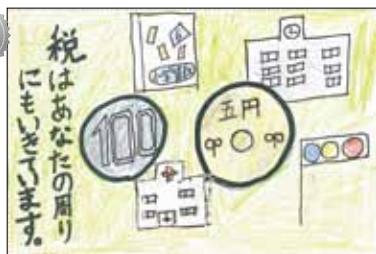
甘木小学校 6年1組
内田 侑佳(うちだ ゆうか)



松末小学校 6年
熊谷 直弥(くまがえ なおや)



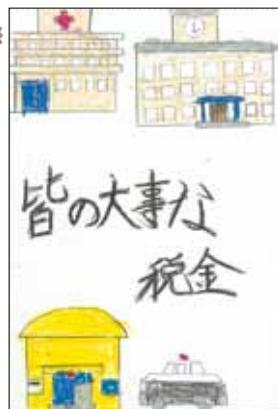
馬田小学校 6年1組
調 美祐(しらべ みゆ)



福田小学校 6年1組
小島 悠暉(こじま ゆうき)



馬田小学校 6年2組
吉田 優子(よしだ ゆうこ)



朝倉東小学校 6年1組
林 直輝(はやし なおき)



中牟田小学校 6年1組
税田 ちひろ(さいた ちひろ)

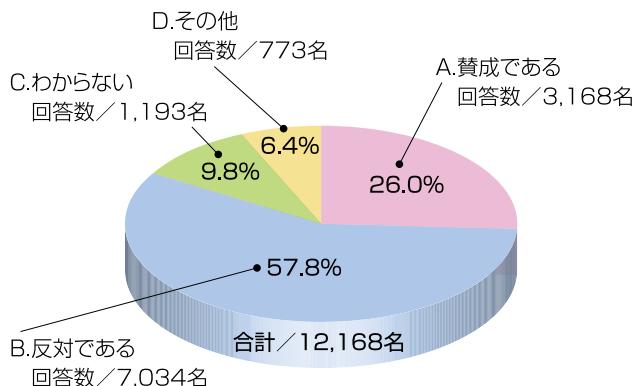


法人会 平成25年度税制改正に関するアンケート (簡易版)

問1 消費税増税案

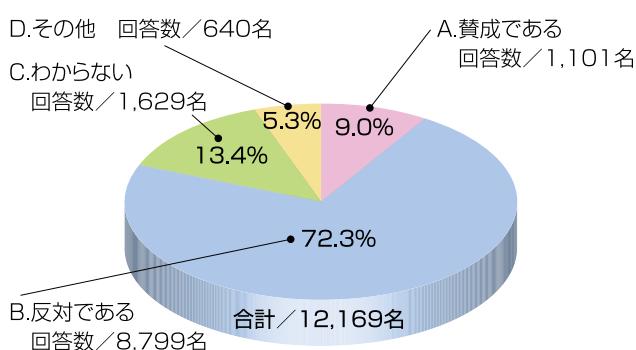
一体改革大綱では、社会保障の安定財源確保と財政健全化を達成するため、消費税率を2014年4月より8%へ、2015年10月より10%へと段階的に引き上げることにしています。

この一体改革における増税案についてどのように考えますか。



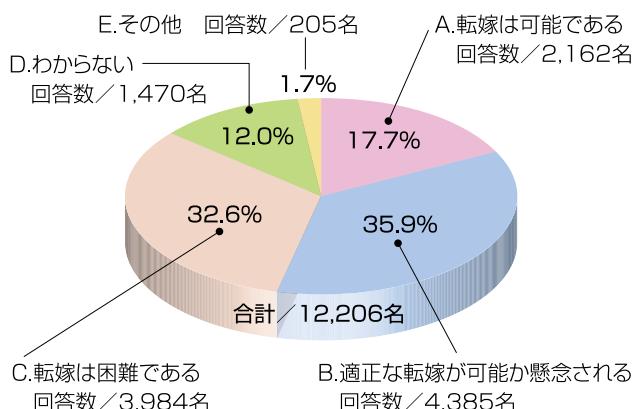
問2 一体改革後のさらなる増税の必要性

2020年度に基礎的財政収支の黒字化を図るという政府の財政健全化目標を達成するためには、今回の一体改革での消費税率10%への引き上げに加えて、さらなる増税が必要との指摘が出ていますが、どのように考えますか。



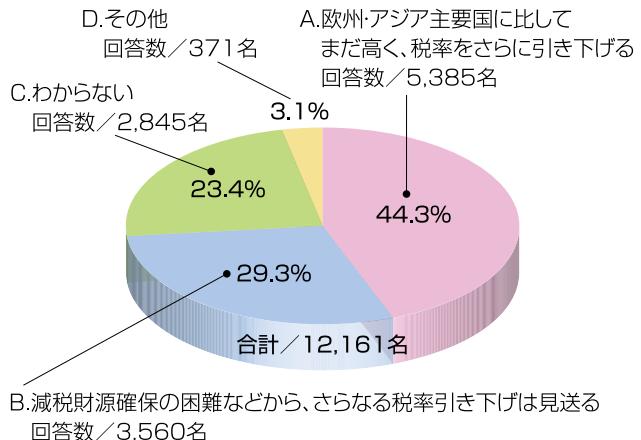
問3 価格転嫁

消費税率が10%に引き上げられた場合、貴社では適正な転嫁が可能ですか。



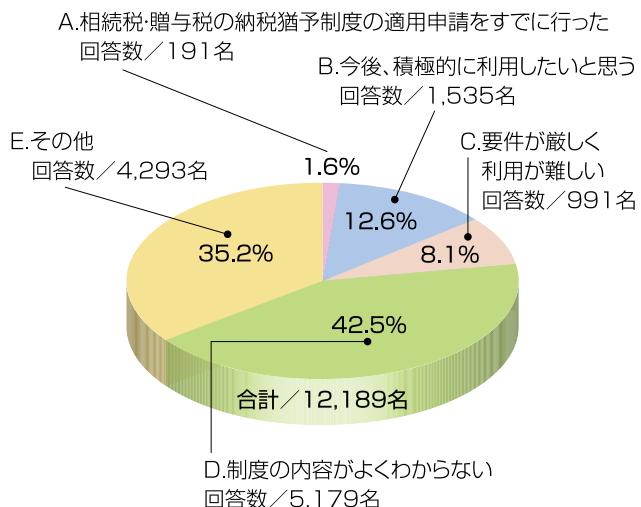
問4 法人税率のさらなる引き下げ

復興特別法人税課税期間が終了する2015年度以降、実効税率が引き下げられることになります。その後の法人税率のさらなる引き下げについてどのように考えますか。



問5 事業承継税制への対応

平成21年度に創設された「非上場株式等に係る相続税と贈与税の納税猶予制度」について、昨年に引き続きお聞きします。



— 守りたい！子供の生命と安全 —

飛び出し人形の贈呈

管内の交通安全の徹底と児童の安全を車から守ることを目的に、朝倉警察署及びPTAのご協力をいただき危険箇所に「飛び出し注意」の人形看板を設置しています。

今年で3年目になり、220体の設置となります。

地域の方にも大変好評で、区長さんや学校関係者などから問い合わせがあり、住民の方の交通安全に対する关心の高さが覗えます。

また、管内の交通事故が減少し、事故防止に貢献したということで朝倉警察署より感謝状をいただきました。



甘木小学校にて
飛び出し人形を贈呈



防犯ブザーの贈呈

安全・安心な地域づくりと児童の安全を守ることを目的に、管内の小学校に入学するすべての新一年生に毎年4月、防犯ブザーを配布しています。

平成18年から配布を始めて以来、今年で7回目となり、総計で5,600個の防犯ブザーを配布致しました。

見知らぬ人に追い回され、防犯ブザーを鳴らして難を逃れたというケースも発生しております。

防犯ブザーをいつも身に付けておくことが犯罪防止、抑止力になると思いますので、子供達の生命と安全を守るために、今後もこの活動を継続してまいります。



防犯ブザーを子供たちへ贈呈



— 環境問題にも取り組んでいます! —

緑のカーテンの設置

環境委員会は昨年新設された委員会で、昨年の東日本大震災及び福島原発事故により高まった節電への取り組みを受け、又この節電の取り組みが地球温暖化の原因のCO₂削除につながるということで、昨年度は節電への協力のポスター、チラシを作成し、地元小学校などに配布し啓蒙活動を実施しました。

今年度はその事業をさらに進め、小学校に「緑のカーテン」を設置する活動を行いました。予算の関係上、甘木小学校をモデル校として、7月1日、同校の教師やPTAのご協力を得て、トケイソウ苗をプランターに植え込んだ後、各教室の窓側にネットを張り、プランターを設置した。時期が少々遅かったため満足の行く「緑のカーテン」は出来てないようですが、来年にかけてきっと満足出来る緑のカーテンが出来ているものと思います。今後来年にかけては、市へ働きかけ、出来るだけ早く甘木朝倉の全小学校に設置していきたいと思っています。



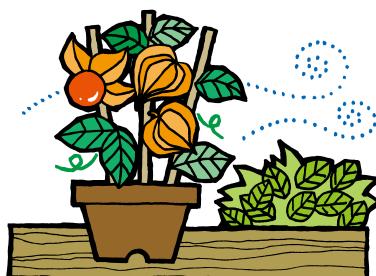
「緑のカーテン」トケイソウの植え込み



花苗植え

去る6月14日木曜日、甘木朝倉法人会甘木東支部におきまして昨年同様、三福町交差点に花苗を植えました。今回で2回目の事業ですが、5名の参加をいたしました。前回は植える土が固く、草取りなどの前準備に時間が掛かりましたが、前日に段取りをして頂いたおかげで作業もスムーズに終えました。

次回は11月の予定となっております。皆様のご参加を宜しくお願い致します。有り難うございました。



— メンタル不調、小さな変化を見逃さないで —

産業カウンセラー 柏木 勇一

不調者はアラームを出している

メーカーの業務企画部門に異動して1年。20代のTさんが、しきりにトイレに行く姿をみて、課長はいぶかしげに感じた。そういえば仕事中にウトウトすることも多い。ゆうべ飲み過ぎたのかな、ぐらいに判断しつつ、トイレの回数はやっぱりおかしいと思った。

話を聞いたら、「みんなに迷惑をかけたくないで、トイレでちょっと眠っています。夜はちゃんと寝ているのですが」と語った。産業医を通して受診した専門医の診断は「睡眠不足」。Tさん自身びっくりした診断だった。身体は眠っていても、脳は眠っていない状態で、日中に睡魔に襲われる現象だった。医師の指導で、就寝と起床時間を一定にして改善されたが、根っこにあったのは「新しい仕事についていけないストレス」だった。トイレ通いという形で、睡眠不足のアラームが発せられたケースといえる。

この変化に気づいて、声をかけた課長の適切な判断と行動で、Tさんは救われた。声かけがなかったら、Tさんは深刻なメンタルヘルス不調になったかもしれない。

何かが少しおかしい、サインは必ず見つかる

出 勤	休日明けの休み。出勤時間直前の電話連絡。退社時間の遅延。
身だしなみ	ひげをそらない。寝癖を直さない。(女性なら)化粧をあまりしない。
ミ ス	単純なミスを繰り返す。
行 動	机の上が片づいていない。書類の散乱。物品の紛失。声が小さくなる・大きくなる。口調が強くなる・弱くなる。電話応対が感情的になる。
体 調 (身体面)	トイレに行く回数が多い。日中にウトウトする。昼食後にこっそり市販薬を飲んでいる。昼食をとらなくなったり。

多くの精神科医が、職場のメンタル不調者早期発見のヒントとして、欠勤、遅刻、ミス、能率ダウン、笑わなくなった、などの変化を見逃さないように、と指摘している。これまで何度も呼ばれ続けてきたが、現実にはこの表のような小さな兆候に気づくことが重要。ここまで細かく提示している書籍もない。そして上司にとって大事なことは、「見つけようという努力をしているかどうか」にかかっていることをぜひ知ってほしい。

そのために上司に求められるのは、①部下のいつもの様子を知らなければ変化は分かりようがない②意図的、定期的に部下と接する努力を惜しまない、の2点。部下からはSOSが出ないことが多いので、余計、上司の観察がカギを握っている。ふだん、この面にも心がけている上司には、部下も信頼してくれ、業務推進も絶対にうまくいくはず。メンタルヘルスマネジメントのスキルは、業務全体のマネジメントにもつながる。部下指導のコツは身近なところにあることを押さえてほしい。

【筆者紹介】

柏木 勇一(かしわぎ・ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。





法人会のビジネスガード Business Guard Series

AIU保険
CHARTIS



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**

企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS(スターS)**

火災と地震災害に備える **プロパティーガード+地震対策プラン**

個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

引受保険会社

AIU保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー

〒830-0032 福岡県久留米市東町38-1 大同生命ビル7F

詳しいお問合せは

久留米支店

0942-39-7551

受付時間:午前9時から午後5時まで／土日・祝日・年末年始を除く

FAX:0942-39-1817 URL:<http://www.aiu.co.jp>

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、
お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険なら



医療保険なら



生きるための
がん保険 Days

もっと頼れる医療保険
新 EVER
エバー

■引受保険会社(お問い合わせ先)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

福岡総合支社
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25 キナルシティ・ビジネスセンタービル10F
法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

それは秋月から始まった — 緒方春朔と天野甚左衛門の偉業 —

富田 英壽

秋月黒田藩の城下町「秋月」は、いま静かな佇まいを見せ、清らかな水と緑に恵まれ、春は桜、秋の紅葉と訪れる多くの人びとを癒してくれています。

それとは、予防接種のことです。私たちが日頃受けている、はしか、インフルエンザやジフテリアなどのあの予防接種が、日本で秋月から始まつたのです。

天然痘という病気を聞いたことがありますか。今はこの予防接種「種痘」のお陰で、天然痘は全世界から絶滅させることができましたが、昔は疱瘡とか、痘瘡とか呼ばれていた大変恐ろしい病気でした。

ある村に天然痘が発生すると、8割以上の人人が天然痘にかかり、その中の3割の患者が亡くなっていくという大変恐ろしいものでした。このように天然痘が流行すると、多くの子どもたちが亡くなっていましたから、「痘瘡にかかったことがない子は、我が子と思うな」と言われるくらい、恐れられていたのです。

この秋月は、天然痘の予防接種「種痘」が日本で初めて実施され成功した地であります。あの有名なジェンナーの牛痘種痘法発明に先立つこと6年前に、この天然痘の予防接種・人痘種痘法を秋月で成功させたのは、秋月藩医・緒方春朔であります。

上秋月の大庄屋天野甚左衛門の理解と協力を受け、彼の2児に種痘の実験台になってもらいました。それは春朔が実験台になってもらうように頼んだのではなく、かねてから種痘の話を春朔から聞いていた天野甚左衛門が、自ら進んで自分の2児を実験台に使うように春朔に申し出たのであります。術がまだ未熟で、他人様の子に施すことは出来ぬと固辞す



る春朔に、「種痘を試しても応ずるか応じないかの違いだけであろう、反応すれば後々どれだけの人びとに役立つであろうか」としきりに実施するように固辞する春朔に奨めたと言います。春朔も道理ある話であるのでとうとう承諾したと言います。もしこの時、天野甚左衛門の理解と協力がなければ、春朔の種痘の成功は無かったであります。日本の予防接種は、秋月で成功し、秋月から始まって全国に広まつていった訳です。

ですから「それは秋月から始まつた」というわけです。これがわが国の天然痘撲滅の第一歩となり、そしてわが国の医療が治療から予防へと関心が移つていった歴史的契機となつたのであります。

その後、7年間に1,000人以上の子供に種痘し、誤ったものは1人も無かったそうです。そして、種痘の効力について、「万物自然の働きがわが掌にあると思えるなど、常識では考えられないことであった。ある医書に『聖医は未だ病まさるを治す』とあるのはこのことを言ったものであろうか」と春朔は大変驚いています。

このような恐ろしい病気も、緒方春朔と天野甚左衛門の功績やジェンナーをはじめ多くの世界の医学者のお陰で、世界から天然痘を消滅させることができました。約30年前の1980年にWHOは、「世界天然痘根絶」を宣言しました。

私たちは、郷土の先人・緒方春朔や天野甚左衛門の偉業のおかげで、毎日健やかに幸せに生きていることに心から感謝しなければなりません。

講演会のご案内

大阪名物くいだおれ 永いことおおきに

くいだおれ泣き笑い商法

かきのさ みちこ
講師／(株)くいだおれ 代表取締役会長 柿木 道子 先生

入場無料
どなたでも参加できます。



大阪名物として全国的に有名になった「くいだおれ人形」。2008年7月に惜しまれつつ閉店となりましたが、大阪のシンボルと言われるまで発展したこのお店も、その道のりは平坦なものではありませんでした。普通の専業主婦が課せられた使命、それは古ぼけた看板人形のある、流行らぬ大食堂を維持すること。様々な苦労を重ね、お客様や従業員に教わりながらの20年。「創意工夫」の大切さ、お客様の役に立ち「この店に来てよかった」と喜んで頂くという商人の原点を見直すとともに、成功談・失敗談を通じて学んだ商売の知恵を語っていただきます。



日 時：平成24年11月28日(水)18:30～(予定)
会 場：筑前町「めくば～る」

講師／(株)くいだおれ 代表取締役会長 柿木 道子先生

大阪の名物料理店「大阪名物くいだおれ」の創業者の次女。1963年、神戸市の甲南大学を卒業。同社入社。結婚を機に退職。1983年、復職。実兄社長と経営全般をみながら、女将として接客に力を注ぐ。またマスコミ対応、企画広報をも担当し、いろいろなユニークなメニューを考案。中でも大阪らしい「たこ焼き教室」は、市営観光バスのコースに指定され、雑誌やテレビの取材が絶えなかった。更には、先代が考案した看板人形をより有名にし、「くいだおれ太郎」は市民や観光客に長年親しまれるようになった。2004年、代表取締役会長に就任。2008年、建物の老朽化などの理由で店舗を閉店したが、「くいだおれ太郎」はその後も街のシンボルとして活躍している。(株)くいだおれは現在コンテンツビジネスを展開中。

T&D
株式会社アーバー



1972~1993

江坂本社ビル／吹田市江坂町(現大同生命江坂ビル)



1902~1909

創業時の大川町本社社屋／
大阪市東区大川町



大同生命は、1902年（明治35年）7月に創業、
2012年（平成24年）で創業110周年を
迎えることができました。

今後も「最高の安心」と「最大の満足」をお届けする
生命保険会社を目指してまいります。

1993~

現在の大同本社ビル／大阪市西区江戸堀



1925~1972

肥後橋本社ビル／大阪市西区土佐堀通



1909~1925

江戸堀本社社屋／
大阪市西区江戸堀上通



大同生命保険株式会社

110
th
ANNIVERSARY
お喜さまとともに

久留米支社／久留米市東町38-1
TEL 0942-32-4306

お知らせコーナー

公益社団法人 甘木朝倉法人会 日帰り人間ドック受診料の一部助成のご案内

当法人会では、本年度も日帰り人間ドック受診料の一部助成を法人会**会員限定**で実施いたします。
多忙な毎日で怠りがちになる社長様の健康管理、是非受診されませんか？

【会 場】 朝倉健生病院・甘木中央病院

【金 額】 受診者負担…28,850円(税込)《残り4名様(8月末現在)》

(標準価格38,850円(税込)の内、**10,000円**を法人会が助成します。)

【申込先】 法人会・事務局へお申込みください。

(TEL)0946-24-5757 (FAX)0946-23-2844



甘木朝倉法人会の今後の行事予定

日時等	会 場	行事名	内 容	備 考
9月27日(木)14時から	ピーポート甘木・第6学習室	女性部会主催研修会	相続・贈与税について	☆
10月4日(木)	ハウステンボス	女性部会会員交流会		
11月中旬	ピーポート甘木・学習室(予定)	9~11月決算法人研修会	税制の改正点、他留意事項	☆
11月	秋月中学校体育館	シンポジウム	郷土の偉人に学ぶ	☆
11月28日(水)18時半～	筑前町「めくば～る」	講演会	くいだおれ泣き笑い商法	☆
12月～1月	管内小学校9校	租税教室	税の意義と役割について	6年生
1月		東部支部主催講演会	新春経済講演会	☆
1月～3月		「税に関する絵はがきコンクール」	絵はがき募集・表彰・展示	6年生
2月初旬	ピーポート甘木・学習室(予定)	12～2月決算法人研修会	税制の改正点、他留意事項	☆

☆印の事業は、どなたでも参加できます。

朝倉市・朝倉郡内の催しのお知らせ

期 日	催 し 内 容	会 場
10月	6(土)～8(月) 秋の民陶むら祭り	小石原地区中心
	13(土) ミュージック★クラウンショー～音楽的道化師～	朝倉市地域生涯学習センター
	13(土)～14(日) ハーブフェスタin原鶴	原鶴温泉ハーブ公園
	15(月)～25(木) キリンコスマスフェア	キリンビアパーク福岡
	21(日) 蟻城おくんち	蟻城美奈宜神社
	21(日) 恵蘇八幡宮神幸祭	恵蘇八幡宮
	22(月) 三奈木おくんち	寺内美奈宜神社
	28(日) めくば～るマンスリーコンサート第4弾 「美しい日本の四季～ソプラノとピアノ～」	筑前町めくば～る町民ホール
11月	3(土)～4(日) 筑前町ど～んとかかし祭り	安の里公園
	4(日) 東峰村秋まつり	宝珠山グラウンド
	25(日) めくば～るマンスリーコンサート第5弾 「九州室内管弦楽団～音楽と秋の夕べ～」	筑前町めくば～る町民ホール
12月	2(日) おしろい祭り	大山祇神社
	8(土)～ めがね橋ライトアップ	東峰村宝珠山地区JR日田英彦山線の鉄道橋
	23(日) めくば～るマンスリーコンサート第6弾 「ハンドベル～クリスマスコンサート～」	筑前町めくば～る町民ホール

※詳しくは各市町村のホームページをご覧ください。

- 編集・発行／公益社団法人 甘木朝倉法人会 〒838-0068 福岡県朝倉市甘木955-1 朝倉商工会議所会館3F Tel.0946-24-5757 Fax.0946-23-2844
- 発行日／平成24年9月15日(第55号) ●印刷・製本／井上紙工印刷株式会社 〒838-0015 福岡県朝倉市持丸625-1 Tel.0946-22-3951